

平成27年度

# 予算編成方針

(示 達)

東 海 村

平成26年10月27日

職員各位

村長

## 平成27年度予算編成方針

東日本大震災から3年7か月が経過し、最優先課題として取り組んできた震災からの復旧復興については、概ね順調に推進してきたところであります。

一方、人口減少社会の到来は、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすものと考えており、将来を見据えた対応も急務となっています。そこで、本村の持つ豊かな地域資源や人財を最大限に活かしながら、「持続可能なまちづくり」を実現していくためには、より戦略的な施策を展開していく必要があります。

こうした中で、平成27年度予算の編成にあたっては、職員一人ひとりの創意工夫のもと、以下の視点に留意して積極的な施策立案に取り組んでもらいたい。

### 記

#### 第1 国の動向

政府は、平成27年度予算編成にあたり、平成26年度と同様に、経済成長と財政健全化目標の双方を目指すために、施策の優先順位の洗い直し、ムダを徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

特に、人口急減、超高齢化という大きな課題に対しては、「地方創生」をテーマとして掲げ、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたところであります。その基本目標としては、「従来の取組みの延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として実行していく」と謳われており、新たな交付金や自治体からの提案制度など、今後の動向に注視するとともに、必要に応じて、本村の予算編成にも反映していく必要があります。

#### 第2 基本的な考え方

##### (1) 持続可能なまちづくり

これまでの本村における行政サービスは、社会経済情勢の変化により行政課題や住民ニーズが多様化していく中で、個別対応型の施策が推進されてきたものと考えています。しかしながら、将来を見据えて、本村が「持続可能な“まち”」

として自立していくために、真に必要な施策とは何か？その手法がどうあるべきか？など、既存事業の再構築も含め、「変えていく」「チャレンジする」といった意識を持たなければならない。

さらに、役場の果たすべき役割としては、単なる予算措置だけではなく、その効果が持続的に発揮できるよう、村民との協働という視点を踏まえた仕組みづくりまで考えておかなければならない。

したがって、施策立案にあたっては、大胆な発想と行動力を駆使しながら、村民にアピールできるような提案に努めるものとする。

## (2) 選択と集中

自治体にとって、「限られた財源を効果的に活用する」という考え方は、当たり前のことではあるが、住民ニーズに応えようとすると思いついた判断ができないこともあります。バランス良く配慮するという気持ちが働くと、大胆なアイデアは生まれてきません。今、この時期に、「選択と集中」というフレーズを意識しながら、政策の転換を図らなければなりません。

当然ながら、政策転換を進めていくうえでは、丁寧な説明責任が求められます。職員一人ひとりが、中長期的な視点を持ち、将来の東海村のために、今やらなければならないことをしっかりと認識して、村民が納得できるような提案に努めるものとする。

## (3) 東海村の魅力発信

本村の行政サービスは、他の自治体に比較して、質・量ともに充実しています。そのサービスが注目され、転入者も増えており、村の人口が伸び続けている要因ともなっています。

しかしながら、今後、少子化・高齢化に立ち向かっていく自治体としては、「村の魅力」というものを政策的に打ち出していく必要があります。対外的なアピールとしても大切ですが、村民との一体感を醸成できるような政策は、東海村への愛着へと繋がっていきます。

村民の意欲を掻き立て、これが東海村の自慢の政策だと言えるような提案に努めるものとする。

(ヒント)

- ・健康づくり，健康寿命，介護予防
- ・緑の拠点づくり，環境先進地
- ・まちの賑わいづくり，交流人口拡大

## 第3 職員への期待

今年度は、「実施計画」と「事業及び施策評価」を一体的に捉え、事業の再構

築や新規立案などに結び付けられるよう、徹底的な検証・見直しを行っていただきました。このシステムは、予算概算要求にも有機的に連動しているわけですが、この予算編成作業の中で、改めて、平成27年度に本村において取り組むべき施策というものを再考する必要があります。

これからの役場職員に必要なスキルは、施策をプロデュースする力であると考えています。自分だけではなく、周りのプレーヤーも見極め、それぞれの持ち味や役割を最大限引き出せるような環境を整えることや仕掛けを作っていくことが求められているのです。

職員の皆さんには、「改革すること」に躊躇することなく、積極果敢に取り組むことを期待します。

# 予算要求に関する基本的事項

## 1 予算要求に関する総括事項

### (1) 財政状況

- ①平成25年度一般会計の歳出決算額は、前年度と比較し28億円の減となったが、歳入については、村税等の減収による一般財源額の不足に対応するため、減債基金からの繰入を行うこととなった。
- ②財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成25年度決算において、88.6%と前年度比2.4ポイント悪化し、引き続き高い水準にある。平成26年度は、固定資産税の増により一時的に改善される見込みであるが、将来的には、経常経費の高止まりから財政の硬直化が懸念されており、本村の財政状況は依然として厳しい状況にある。
- ③平成27年度概算要求においては、既定経費に対して平成26年度当初予算をベースとした要求上限額を設定したところであるが、一般財源については、村税等の大幅な減収が見込まれている一方で、臨時的な経費として、学校建設や土地区画整理事業等の大規模事業が予定されており、現状で歳入見込額を超過している状況にある。このため、平成27年度の予算編成では、引き続き経常経費の抑制や事業の見直し等を行う必要がある。

### (2) 基本方針

- ①平成27年度予算編成にあたっては、現在の財政状況を踏まえた上で、各部においては、あくまで歳入ありきの歳出予算だということを強く意識すること。
- ②平成27年度においても包括予算制度を活用し、平成27年度概算要求における歳入のうち一般財源を各部に配分する。
- ③部内における配分額の調整は、部内での横断的な事業の見直しを図り、事業の選択と集中により優先度に応じた自立的な予算編成に努めること。特に不足財源については、既存事業の徹底した見直しや新たな国県補助金の活用等により財源の確保を図り、**配分額内での予算要求を行うこと。**

### (3) 予算要求の原則

- ①総計予算主義の原則に基づく年間総合予算により見積りを行うものとし、年度途中における補正予算は、予算編成過程で特に協議したもののほか、法令及び制度の改正や緊急性の高いものについてのみ行うものとする。
- ②予算単年度主義の原則に基づき、単年度で消化できる規模の予算要求とすること。近年、繰越事業となるケースが増えているので留意すること。

#### (4) 包括予算制度

- ①平成27年度当初予算の概算要求における歳出は191億円に対し、歳入は180億円と、**11億円**の歳出超過となったが、持続可能な財政運営の観点から、歳入の範囲内で歳出予算を編成することとし、財源手当は原則行わないこととする。
- ②各部への配分額は、歳入のうち、**一般財源分47億3,939万円(枠内配分額)**、及び**枠外予算として協議した経費のみに充当できる一般財源78億2,753万円(枠外配分額)**とし、詳細については、「平成27年度予算編成に関する具体的事項について」(平成26年10月27日付け企画経営課長通知)及び別途各部に配布する資料を参照すること。

#### (5) 村民ニーズの適切な反映

議会において議決、採択された請願、陳情、その他指摘事項及び要望事項や村民からの要望については、その内容を十分に検討・精査すること。

#### (6) 環境への配慮

予算要求にあたっては、環境方針との整合性を図り、環境への配慮に努めること。

## 2 歳入に関する事項

予算要求書の作成にあたっては、国の政策動向を見極めたうえで積算を正確に行い、安易に前年度と同額を計上することのないよう留意すること。また、消費税の引上げに伴い、歳入の見直しが必要になる項目については、十分検討のうえ所要の手続きを行うこと。

#### (1) 村税

- ①自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識のもと、課税の均衡、負担の公平を期すとともに、課税客体の的確な把握及び徴収率の向上により一層努めること。

#### (2) 分担金及び負担金、使用料及び手数料等

- ①徴収基準に基づく適切な負担の確保を図るとともに、公平な受益者負担の観点から、増額及び新たな負担金等の徴収を検討すること。
- ②消費税の引上げに伴う料金等の改定について、十分に検討すること。

### (3) 国県支出金

- ①積極的に補助制度を活用すること。ただし、村負担を伴う事業における国県支出金については、補助事業であっても事業精査の対象とすること。
- ②国県の財政再建プランによる補助金の削減等、国県の動向に注視し、十分精査のうえ慎重に見積もること。
- ③消費税の引上げに伴って補助額が増額になる場合等は、計上漏れのないよう注意すること。

### (4) 基金

- ①歳入確保の観点から、安全性に配慮し、積極的に運用を図ること。
- ②利子収入については、会計課と調整のうえ計上すること。

### (5) その他

歳入要求の詳細については、「平成27年度予算編成に関する具体的事項について」（平成26年10月27日付け企画経営課長通知）を参照すること。

## 3 歳出に関する事項

予算要求書の作成にあたっては、見積書を徴するなどして積算を正確に行い、過大見積もりを避けること。また、消費税引上げに伴う増額分について、計上漏れのないよう留意すること。

### (1) 人件費等

- ①以下の経費は、人事課に予算を一括配分するものとする。なお、予算の計上は、「非常勤・臨時職員ヒアリング調書」に基づき、人事課との調整を行った経費について、財務課で一括して行うものとする。
  - ・非常勤職員報酬（人事課にて任用管理するもののみ）※③の委員報酬等を除く
  - ・給料
  - ・職員手当
  - ・共済費
  - ・賃金
  - ・費用弁償（人事課にて任用管理するものに係る交通費相当額のみ）
- ②職員給与等は、平成26年1月1日現在の現員現給を基礎とするが、退職予定者及び新規採用予定者についても考慮したうえで、適切に見積もること。また、給与改定率については、近年の動向を踏まえて慎重に検討すること。
- ③各部において予算要求する委員報酬等については、委員会の開催回数等

について十分精査すること。

## (2) 旅費

- ①指定地域に旅行する場合は、日当は計上しないこと。
- ②他団体等が主催する視察研修及び全国大会等への参加については、その内容を精査し、参加効果の高いものに限定する。宿泊を伴う委員の視察研修等については、毎年実施することなく **1年以上**の間隔を空けて実施すること。
- ③視察目的地については、費用対効果を勘案し、できる限り近傍地を選択すること。

## (3) 需用費

- ①**消耗品費**については、物品の在庫状況を確認し、最小限の予算要求とすること。また、ファイルの再利用やコピー用紙の裏面利用等を積極的に行うとともに、年度末の「駆け込み消費」等による予算使い切り意識から脱却し、節減意識に切り替えるなどの意識改革に努めること。
- ②**光熱水費**については、全施設において温室効果ガス排出抑制を目標として、省エネルギー対策に最大限の努力を払い、電気、ガス、水道等の使用の抑制に努め、エコオフィスプランの重点目標の実現に向けて、全員が確実かつ継続的に環境配慮活動に取り組むこと。なお、電気の需給契約（自由化部門）の更新及び新規契約時には、特定規模電気事業者（PPS）も含めた上で試算し決定すること。
- ③**食糧費**については、必要最小限にとどめることとし、職員については、原則自己負担とすること。なお、報酬を伴う委員等に対する食糧費は、会議等が長時間にわたるため、食事の時間が十分に取れない場合など、やむなく継続する会議の場合を除き、原則支出しないものとする。  
(10名程度の比較的小規模な会議時の飲料については、エコロジーの観点からも、原則ペットボトルでの提供は廃止し、出席者の持参もしくはお茶等を淹れることによる対応をとること。)
- ④**印刷製本費**については、安易に外部発注することなく、自前で作成した場合の経費等と比較し、総合的に判断すること。また、ホームページや広報紙を活用し、不要な印刷は控えるとともに、各戸配布にあたっては、全ての住民に周知を要する真に必要なものに限定し、経費の削減を図ること。**※なお、4月に通知した「印刷物に係る外部発注等の見直し・検証について」(平成26年4月11日付け企画経営課長通知 別紙参照)に基づき、今年度各課で外部発注したパンフレット、冊子等の印刷物(成果品1部)を、予算要求提出書類と併せて提出願います。**

#### (4) 委託料

- ①見積額をそのまま計上するのではなく、事業の必要性、目的等を必ず精査し、必要最小限の範囲に係る経費とすること。
- ②イベント等の委託については、「東海村環境配慮指針」に基づき、環境負荷の低減に努めること。

#### (5) 扶助費

- ①過去の実績等を精査し、過大に見積もることのないよう慎重を期すこと。また、執行されていない事業は3年を目途に見直すこと。
- ②新規の扶助費計上は、後年度負担の一因となるので、将来的な歳出計画を作成し、課内でよく精査すること。
- ③**村単独事業については、費用対効果の検証を行い、事業の縮小、休廃止を視野に入れた見直しを速やかに進めること。**特に、特定の対象者への過大なサービス提供は、受益者以外の村民に不公平感を与えることにもなりかねないため、十分検討すること。

#### (6) 普通建設事業費

- ①経常的に行われる工事等については、緊急度及び優先度を考慮し、真に必要な経費のみを要求すること。
- ②施設整備にあたっては、計画段階から維持管理経費について十分検討し、適正な施設（規模、構造等）とするとともに、財源については、国県支出金等の特定財源の確保に最大限努めること。
- ③設計にあたっては、「東海村環境配慮指針」に基づき、再生品の使用や自然環境の保護等、環境への負荷の低減に努め、事業の執行にあたっては、景気対策を考慮し、早期発注に努めること。また、工事の竣工期限については3月15日までとし、次年度に及ぶことのないよう努めること。

#### (7) 備品購入費

- ①事前協議により認められたもののみ計上すること。原則として、破損、老朽化等使用に耐えられない物品の買替えなど、特別な事情があるものに限定する。やむを得ず新規で購入する場合は、現有備品の状況や使用頻度等、費用対効果について十分検討すること。
- ②**公用車購入**については、台数削減の観点から更新を基本とし、新規購入は原則認めない。なお、更新にあたっては、低燃費車等の環境に配慮した車両の購入に努めるものとするが、車両の状態等を勘案し、使用できる車両については、引き続き使用すること。また、原則として標準仕様（自賠責及び重量税等の諸費用を含む）で計上することとし、金額等については、事前に総務課管財・検査担当(車庫)と協議すること。

## (8) 負担金・補助金

- ①村が各種団体の構成員となっているため、経常的に支払っている負担金等については、再度ゼロベースで見直しを図ること。
- ②行政効果の薄れた団体負担金の削減に努めること。
- ③ひたちなか・東海広域事務組合負担金（斎場，クリーンセンター，消防）については，金額が確定次第，速やかに企画経営課に連絡すること。
- ④**補助金**については，「東海村補助金等交付規則」及び「東海村補助金等交付決定基準に関する要綱」に則り，適正な補助額を積算するほか，「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき，補助事業の目的，効果等を十分検討し，所要の見直しを図るとともに，運営補助については，事業補助への転換に努めること。
- ⑤外郭団体に対する補助金のうち，運営経費に係るものは，担当課が必ず査定したうえで要求すること。
- ⑥国県補助事業においては，その効果性及び後年度の村負担などを総合的に勘案し判断すること。また，補助が打ち切られた事業（既に打ち切られている事業も含む。）は，基本的に打ち切る方針であることを強く認識したうえで，村単独で継続する必要がある場合には，ゼロベースで事業効果等を再度検討のうえ要求すること。
- ⑦事業のスクラップアンドビルドの徹底を図るため，事業期間が設定されていない補助金（細節 1902 ※一部除く）については，施策評価等の議論を踏まえ，事業の明確な目標を設定するとともに，原則として事業終了年度を設定し，別紙「補助金一覧」の事業終了年度欄に記入のうえ提出願います。

（※事業終了年度については，事業期間が概ね3年～5年となるよう設定願います。また，事業終了年度の到来が事業の自動的な終了を意味するものではなく，事業の目標設定の促進と効果や必要性を検証する等，事業を見直す機会とするためであることに留意願います。）

## (9) システム等導入経費

新規のシステム構築や導入，パソコンの購入や賃借を行う際は，「セキュリティ対策基準第35条」の規定に基づき，事前に総務課統計・IT管理担当と協議すること。

## (10) その他

歳出要求の詳細については，「平成27年度予算編成に関する具体的事項について」（平成26年10月27日付け企画経営課長通知）を参照すること。

#### 4 特別会計及び公営企業会計

- (1) 予算要求にあたっては、一般会計に準じて積算するものとし、事業内容及び他会計との均衡を考慮のうえ、特別会計・公営企業会計の性質上、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう、事業計画等の見直しを図り、適切な額を要求すること。
- (2) **公営企業会計における一般会計からの繰入金**は、原則「平成26年度の地方公営企業繰出金について」に基づく繰出基準額を上限とすること。
- (3) **国民健康保険事業及び介護保険事業**については、引き続き厳しい財政状況であることから、今後の収支状況を見極め、徴収率の向上や単独事業の見直し及び著しい給付費の伸びへの対応策や保険税（料）の見直しを検討し、更なる財政健全化に努めること。
- (4) **後期高齢者医療**については、広域連合と情報を共有し、適正な金額を見積もること。
- (5) **区画整理事業**については、引き続き早期完了に向けた取組みを進めるとともに、保留地の処分を積極的に進めるなど自主財源の確保に努めること。
- (6) **公共下水道事業**については、村の厳しい財政状況を踏まえた上で、一般会計からの繰入金を念頭に置いた現在の予算体系から、歳入予算に見合った歳出予算への転換を図ること。加えて、現在の財政状況に即した事業計画に見直すとともに、使用料の見直しを検討すること。
- (7) **水道事業**においては、長期計画により源水の確保、施設の改修・整備、経営効率の向上に努め、随時、計画の見直しや経営分析を行うとともに、料金の見直しを行うなど、経営健全化の推進を図ること。
- (8) **病院事業**においては、事業収益、事業費用についての的確に見積もること。特に、機器の更新工事等は計画的に行い、年度間の平準化を図ること。